

第22回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月7日（月）午後1時25分から午後3時3分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（25人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 勤	16番	永 井 保 伸
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
係長	矢 端 ひろみ
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 島 賢 一
主査	清 水 賢太郎

5 職務のため出席した農林課職員

主事	千 明 正 樹
主事	岩 井 啓 太

6 職務のため出席した吉井支所産業課職員

課長補佐

志 村 雅 之

主任主事

後 閑 大 輔

7 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について

日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第22回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

○会長 それでは、ただいまから第22回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者はありません。本日の出席委員は25名全員の出席であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、中沢幸子委員並びに17番、石川大輔委員の両名を指名いたします。

また、書記には事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

まず初めに、これから議事に入るわけですがけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどお願いいたします。

それでは、早速議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和6年9月24日許可、高農委指令第1240号でございました。取消しを願う理由につきましては、単有名義から共有名義に変更するためとのごことでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書15ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は贈与でございまして、

平成27年9月7日許可、高農委指令第59号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、贈与の予定がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長 事務局からの説明がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんから質疑等ありましたらお受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成3年9月20日許可、群馬県指令西農第2074号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー18が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は倉庫及び事務所でございまして、平成元年12月20日許可、群馬県指令西農第2272号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は宅地分譲の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー19が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は工場建設用地でございまして、令和元年6月24日許可、高農委指令第1149号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー25が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長 計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

質問等なければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

それでは、詳細な営農計画につきましては、吉井支所産業課より説明をさせていただきます。

○吉井支所産業課 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は果樹、キウイフルーツ、吉井町黒熊にて農地約25アールを購入し、営農を開始する案件となります。申請人につきましては、令和7年2月10日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは金井政明農業委員、五十嵐一博推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

まず、1の就農の動機です。自身の手で何かを生み出すことに魅力を感じており、これまで様々な業種を経験してきて、農業が自分に最も合っていると感じ、腰を据えて仕事にしたいと強く思ったからとのこととございます。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、現在、従業員としてキウイフルーツの栽培に携わっており、現在の仕事も続けつつ、着実に技術や知識を習得していきたいと考えています。栽培面積、収穫量を順次拡大していき、法人化も視野に耕作放棄地の再生や農業人口の増加に貢献できるような存在となっていきたいと考えております。販路については、基本的に日本農業で販売する形でございますが、直売も検討しております。

3の職歴及び農業経験でございますが、高校卒業後、自動車販売や家電修理等の仕事を経て、令和6年4月より現在の会社に就職し、キウイフルーツ栽培に携わっています。香川県の圃場で幼木の管理から収穫までひと通り経験しています。

続きまして、裏面の営農計画書です。キウイフルーツです。まず農地についてですが、高崎市の他に隣接する藤岡市でも今年の夏頃農地を取得予定で、無理のない範囲での規模拡大をしていく計

画です。農地取得後は土作りに専念し、1年後くらいから順次定植し、営農開始3年目より収穫を開始していく計画となっています。作業は1人もしくは妻との2人体制を想定しておりますが、まとまった収穫量が望めるようになってきましたら、雇用労働者の活用を計画しております。また、農業経営費の出荷販売経費は、日本農業より出荷用コンテナの提供があり、輸送についても日本農業が行うため、少額となっております。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー1の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された金井政明委員から報告をお願いいたします。

○25番金井委員 それでは、報告いたします。

農地法3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対して、農林課、吉井支所産業課、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 獣害対策はどのようなことを検討していますか。

回答 営農地周辺は鹿の被害が多いと想定しており、周辺を囲う対策を実施します。木の高さが2メートルに達していないくらいの時期の対策が重要だと考えており、2メートル以上になれば新芽を食べられるといった被害は心配なくなると考えています。

質問2 現在の仕事との両立は可能ですか。

回答 可能であると考えています。就農1、2年目は収穫作業が無い分、作業時間がかからないためです。3年目以降は収穫作業が始まってくるため、徐々に労働時間を減らしていく予定で、雇用先と話は出来ています。

質問3 キウイはしっかり収穫できそうですか。

回答 栽培予定のヘイワードという品種は、5年目以降で成木となりますが、安定して3トンくらい収穫できるようになるには10年くらいかかると思います。現在の職場では幼木の管理、受粉、剪定、収穫等の作業を経験させてもらっているので、これらの経験を活かし、3年目以降収穫量を伸ばしていきたいと思っています。

本人はしっかりしていて、一番大事な点はキウイを作っている会社の職員でして、給料を貰いながらずっと就農をしている点で、許可をしても大丈夫だろうと思っています。以上です。

○会長 ただいま報告が終わりました。

今回、吉井でやるのですけど、もう1カ所藤岡でもやるのですけど、藤岡の方は審議はしたの。

○事務局 代理人に確認したところ、まだ藤岡の方は出していないようで、こちらの許可を待って、こちらで農家登録が終わればOKというような流れを想定しているのかと思われます。

○会長 同時ではなくてね。そういうことだそうです。今、金井委員から報告がありましたけど、キウイを作る会社に就職していて、仕事を覚えながらやっているの、心配はないだろうということなのだけど、これはこの間事前協議の南部地区の議案なんだけど、北部地区の皆さんには初めてだろうと思うので、もし質問等あればお願いします。

○22番飯野委員 新規就農者で、今回雇用されて従業員で働いて、新規就農者の対象となるようなんですけども、その辺の新規就農者扱いとサラリーマンはどんな風なことであるのか聞きたいんですけど。

○事務局 補助金の話ということでご説明すると、申請人は認定新規という補助金を受ける対象の認定は受けないので、兼業農家は支障ありません。新規として農業を始めますが、従業員として給料も貰う状況です。補助金の対象にはなり得ないんですが、本人も受ける気はないので、今回に関しては問題ないのかなと思います。

○22番飯野委員 補助金を受けるとなるとダメ。

○事務局 すべてがダメという訳ではないですが、基本的には認定新規で補助金を受ける場合は、兼業だと難しい場合があります。一概にダメということではないです。

○22番飯野委員 補助金でも色んな対象があると思うのですけど、それによって違ってくる。

○事務局 そうです。

○20番西山委員 3年くらいで辞めれば新規就農の対象にはなるのか。

○事務局 ただ、3年間しか貰えないので、、、、

○20番西山委員 そう。最初の3年は兼業だけど、辞めて自分で独立するとさ、5年間だけ、新規就農の対象になるんだだけ。

○事務局 ならないです。開始して3年間分しか経営開始資金の補助金は貰えないです。認定新規の計画は5年ですが、補助金は就農開始からの3年だけです。

○20番西山委員 市の100万円も出ないんだだけ。

○事務局 それは一時金なので、最初に計画を立てれば貰えます。250万円を超えるような計画が立てられれば貰えます。

○会長 よろしいでしょうか。他に質問はございますでしょうか。

皆さんから他に質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかに質問がなさそうなので、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2 番 契約内容は売買、効率的に耕作したいため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3 番 契約内容は売買、効率的に耕作したいため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6 番 契約内容は贈与、効率的に耕作したいため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7 番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8 番 契約内容は売買、効率的に耕作したいため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9 番 契約内容は交換、効率的に耕作したいため申請地を交換して耕作したいという申請でございます。

10 番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

11 番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年5月23日から令和10年5月22日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号、ナンバー36が提出されております。

12 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13 番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年4月24日から令和8年7月23日までの1年3ヵ月の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書15ページ、議案第5号、ナンバー1が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細

細につきましては、関連案件の５条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

以上、農地法第３条の規定による許可申請一括案件は、１２件でございます。なお、この１２件につきましては、別添「農地法第３条調査書」のとおり、農地法第３条第２項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー２から１３まで事務局から説明がございました。

それでは、これよりその件に関して審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

○２５番金井委員 ９番なんですけども、これ交換ですよ。交換ということは相手がいることですよ。自分の農地を出すってことですかね。交換ってというのは。

○事務局 隣接の同じ面積の山林と交換という形になりまして、山林ですので交換先は議案書には載らない形です。

○２５番金井委員 その場合、評価額の差とかはなくても、これは構わないのですかね。山林は面積を大きく貰うということですか。

○事務局 面積は畑と同じです。山林と畑でそれほど税額等に大きな差はないと思われます。特に価値においての交換というのは、農地法上は要件とはしておりませんので、問題はないと認識しております。

○会長 他にどうでしょう、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

質問等なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第４号に移ります。

議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第４条第１項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請について。

１番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和７年５月２３日から令和１０年５月２２日までの３年間の申請でございます。

２番 隣地の新築住宅の敷地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。

これより審議に入ります。質疑に入ります。質問等ございましたらお願いいたします。

ナンバー1は、報告されているように8割以上収量を得ているということで、こういうのは現地調査とはしないでね。これは地元の委員さんも見てるでしょう。吉井地区の委員さんも。大丈夫ですね。

どうでしょう、皆さんのほうから質問等ございますでしょうか。

なさそうなので許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続いて、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められておりまして、令和7年4月24日から令和8年7月23日までの1年3ヵ月の申請でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、ナンバー13が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可と、こちらの5条の許可の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面左上にございます丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。近隣施設から北西に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして2枚目が案内図でございます。図面中央やや左上の丸で囲まれている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして3枚目が公図の写しでございます。図面中央が今回の申請地ござ

いまして、申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側が公衆用道路、西が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には既に太陽光パネルが設置されております。図面では太陽光パネルが4列に配置されておりますが、実際に設置をしたところ、3列で予定していた枚数のパネルを設置することが出来たため、現地の状況は図面とは少し異なります。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は48.9キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.2メートル、このタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。

営農型発電設備の下部の農地の面積ですが、947平米でございます。

営農者の属性はオになります。属性がオになりますので、許可期間は最大で3年間でございます。

営農者の農作業経験は8年であり、作付作物については8年間の農作業経験がございます。

1枚おめくりください。2の栽培計画ですが、栽培作物はフキと行者にんにくでございます。フキを347平米、行者にんにくを600平米作付しております。

1枚おめくりいただきまして営農に必要な農作業の期間ですが表のとりの作業内容となっております。

1枚おめくりいただきまして利用する農業機械についてですが、トラクターを1台、草刈り機を3台利用しているとのことでございます。また、農作業に従事する者でございますが、常時1名、臨時1名で2名とのことでございます。

下部の農地における単収見込みにつきましては、フキの平均的な単収は10アールあたり3,000キログラムでございまして、こちらは群馬県農業経営指標の数値を参考にしているとのことでございます。また、行者にんにくに関しましては統計データがなかったため不記載となっております。

2枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、フキと行者にんにくは日照の関係性が少ないため、栽培に支障はないとのことでございます。

支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が3メートル、間隔も2メートルであることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

3枚おめくりいただきまして、必要な知見を有する者の意見書でございますが、畑の水はけはよく栽培に適しているが、日照度合いを多少増やした方が良いとのことで意見が記載されております。

1枚おめくりください。最後のページが現地の写真になっております。ご参考までにご覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い

いたします。

○会長 事務局の説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回第1班になっております。調査班長の佐藤勲委員から報告をお願いいたします。

○5番佐藤委員 事前調査報告、第1班班長、5番、佐藤勲。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 昨年1年で改良したことを教えてください。

回答 フキの植替えを行い、申請地の西側に寄せました。また、行者にんにくの株分けを行い、順調に増やすことが出来ました。

質問2 今後はどのような対策を考えていますか。

回答 行者にんにくは半日陰の方が良いと聞いていますので、パネルの隙間を広げ、もう少し太陽の光が入るように対策をしたいと考えています。

質問3 フキと行者にんにくはそれぞれ、どれくらいの収穫がありましたか。

回答 フキは100キログラムほどの収穫がありました。行者にんにくは植えてからまだ3年くらいなので、収穫はしていません。食べられるものは収穫出来ると思いますが、今は株を大きくしている最中なので、収穫はしないようにしています。7～8年経過すると、株も大きくなり、安定的に収穫出来ると聞いていますので、後2年くらいしたら収穫したいと考えています。

質問4 営農型なので、太陽光の収入だけでなく、農業をしても収入を得て欲しいと考えています。出荷先はどちらを考えていますか。

回答 榛名の直売所を考えています。行者にんにくが安定的に収穫出来るようになれば、直売所に出荷し、収入が得られればと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。これね、北部地区の申請エリアとなっております。南部地区の委員さんには初めての審議ということで、質問等ありましたらよろしくお願いします。

先程事務局からも説明ありましたが、更新期間を7月にしたのですが、1班の班長と現地を見に行っただけけれども、まだあまりフキも行者にんにくも成長していない時で、成長具合がよく分からなかったんですね。それなので、7月くらいにすれば成長具合も分かるんじゃないかということで更新期間を4月から7月にした、そういう経緯もあります。

それでは皆さん、質問等ありましたらよろしくお願いします。

質問がなければ、期間について、質問等ありましたらよろしくお願いします。

○25番金井委員 自家消費で最初の年から12,000円ていうのが3回あるんですけど、売れなかったと

ということで、自家消費で12,000円分稼いだということなんですかね。これ売る分はなかったということですか。12,000円ていうのはどう算定してるんですか。

○事務局 今までこちらの圃場に関しては、状態もあまり良くなく、どちらかというと圃場の改良に努めておりまして、思うように収穫量が上がっていなかったということで、販売できるほどはなく、自家消費分の収穫しかなかったということで、それを販売価格に換算すると12,000円程度ではなからうかということで、見込を記載してもらっているところでございます。

○25番金井委員 12,000円ていうのは数量でいうとどのくらいになりますか。

○事務局 量とすると100キログラムくらいと伺っているんですが、それが正確に販売価格・見込価格として12,000円として計上してもらっているかは定かではないところがあります。

○25番金井委員 100キロっていうと12,000円じゃきかないような気がするけどね。売れなかったからこういった数字を出したというだけなんですかね。

○事務局 恐らくなんですけど、今まで収量も取れていなかったということもありますし、販売も直接したことがないので、この申請人が数量当たりの単価を知識としてお持ちじゃないと思われます。なので、このような数字が出てきているのだと思われます。

○会長 よろしいでしょうか。

ナンバー1については許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは許可相当とします。

これから一括審議に移ります。南部地区。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、丘陵の散策者用休憩所として整備したく申請地を買い受けて休憩所を建築したいという休憩所の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて米麦乾燥調製施設及び米穀貯蔵公庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、建材業を営んでいるが本社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うため申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年4月22日から令和8年4月21日までの1年間でございます。

10番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

17番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案第2号ナンバー1が提出されております。

19番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。なお、関連案件といたしまして、議案第2号ナンバー2が提出されております。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は、20件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区の一括案件の説明がありました。なにか分からないことがあれば質問をお願いします。

ナンバー2、自分で奉仕のようなものだよね。料金取るわけじゃないよね。

○事務局 散策する方が通るが周辺に休憩所が無いということで、今回このような申請が提出されております。

○会長 分かりました。何か質問があればお願いします。

なさそうなので、南部地区の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 分かりました。

ちょっと休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 時間になりましたので、これからまた再開いたします。

北部地区の議案の説明に入ります。

では、事務局、お願いします。

○事務局

22番 契約内容は贈与、需要が見込まれる申請地を譲り受けて共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございまして、転用済みの田と一体利用の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

24番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案第2号ナンバー3が提出されております。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、資材置場として使用している申請地の一時転用期間が満了するため引き続き使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間でございます。

29番 契約内容は賃貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うため申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年4月23日から令和10年4月22日までの3年間でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められておりまして、令和7年5月23日から令和10年5月22日までの3年間の申請でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、ナンバー11が関連案件でございます。なお、3条の使用権設定の許可と、こちらの5条の許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願いいたします。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、37件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ただいま北部地区の議案の説明がございました。ナンバー22から38ですね。

それでは、これより審議に入ります。

ナンバー36は営農型の太陽光の申請ですけど、耕作もきちんとしてないとか、そういう話もなく、これは地元の委員さん見てますか。見てない。事務局から報告は出てるんだらうから、写真とは提出されてる。

○事務局 申請書の方にはされてます。収穫されたものが。

○会長 ちょっと見せて。

写真を見る限りではきちんと耕作されていて、収量もそれなりにあるのですね。この写真を農業会議の時に付けてもらって。

○事務局 はい。

○会長 ナンバー36、これ面積も広いのでネットワーク機構に意見聴取するということで、許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 それ以外の議案について質疑を受けます。

○25番金井委員 32番の黒土採取ですけど、これはどのくらいの深さを取って、採取計画はどういう形ですか。

○事務局 提出されている横断図によりますと、切土で1メートルくらいと計画されています。

○会長 表土1メートルくらい取って、

○事務局 表土は10センチメートルくらい残します。表土をまず剥き取って、その後黒土部分を採取して、その全てを取る高さが950ミリメートル。

○会長 それで採取して、1メートルくらい低くなるってこと。

○事務局 そうです。

○会長 そういうことだそうです。

では、それ以外のものも許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてということで、高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定

に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案、農用地利用集積等促進計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」と、A4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年6月1日広告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は20名、貸手は36名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が53筆、4万1,329平米、地目、田の期間借地が4筆、4,596平米、地目、畑の通年が16筆、2万4,379平米、地目、畑の期間借地がゼロ筆、ゼロ平米、合計で73筆、7万304平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は43筆で、割合は58.9%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が43筆、3万4,905平米、畑が3筆、3,823平米、10年から15年未満の農用地について、田が14筆、1万1,020平米、畑が13筆、2万556平米、15年から20年未満の農用地については、田、畑ともにゼロ筆、20年以上の農用地について、田、畑ともにゼロ筆となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明がございました。

この件に関して皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

皆さんご承知のとおり、農地中間管理機構が貸し借りの事務を遂行するということで、あれですよ、10年未満が多いですよ。15年、20年になるとそこまで出来るかどうか不安に思うわけですよ。10年未満ということで、最低でも5年ね。米価が上がってきて田を借りる人は増えてきたのかな、どうなのかな。

○農林課 そうですね、表を見ても分かるように田の方が貸借権が設定されることが多いです。

○会長 そうだね。今年の取れ高、単価がどうなりますか。その様子でまた借りる人も増えてくるでしょう。

この資料等で何か質問等ある人がいましたらお願いします。

異議がなければ、要請してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、ここで議案のほうが終わりました、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域ほか22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請9件、5条申請は取下げのあった1件を除く49件、合計58件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年3月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

今の説明で、皆さん質問ありますか。ないですね。

それでは、それ以外に事務局のほうからないですか。いいですか。

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして第22回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時3分 閉会